

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20180730電委第3号
平成30年9月27日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売供給の登録について（回答）

平成30年7月30日付け20180723資第16号により、貴職から当委員会に意見を求められた小売供給の登録について審査を行ったところ、別添の者については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号。その後の一部改正を含みます。）第1（24）において準用する第1（1）②に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添の者の小売供給の登録に当たっては、下記 conditions を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別添)

(小売供給を行おうとする者)

・株式会社タクマエナジー

法人番号 7140001099094